

# 普通預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 普通預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 随時払戻しできます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年 2 回 (2 月、8 月) の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要となる場合があります。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 個人の方は「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の利回りに 0.7% を上乗せした利率) ・ 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
貸 越 利 息	・ 総合口座で貸越利息が発生していた場合は、年 2 回 (2 月、8 月) の当庫所定の日にお支払いいただきます。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</li> </ul>
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取ができます。</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。</li> </ul> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>